

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県(福島県県南地方振興局長 伊藤 智樹)

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「確認申請書」という。）を下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

5 入札書の提出期限等

(1) 確認申請書の提出期限及び提出場所

令和7年9月5日（金）午後3時（必着） 福島県県南地方振興局出納室

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和7年9月12日（金）午前10時 福島県白河合同庁舎大会議室

なお、**郵送による入札は、不可とする。**

(3) 開札の日時及び場所

令和7年9月12日（金）午前10時 福島県白河合同庁舎大会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の(2)の指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(県からの通知)の写し

イ 委任状（第7号様式）（※代理人が出席し、入札する場合）

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書の様式に従って、1リットルあたりの入札単価、品目ごとの金額及び合計を記載し、入札金額はその合計額（総額）と一致すること。

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した入札単価を契約金額（単価）とし、支払金額は、契約金額（単価）に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、当該金額から軽油引取税額を控除した額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税額を控除した額の110分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、軽油引取税額は本公告日現在の税率を適用すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、及び代表者職・氏名を記載し、押印すること。

押印を省略する場合は「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合は上記イに同じ）

7 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札を行うものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この入札について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により福島県県南地方振興局長に令和7年9月2日（火）午後3時までに説明を求めることができる。

県は、福島県県南地方振興局出納室ホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、予定数量に入札単価を乗じて算出した総額の最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、以下の計算式により積算した総額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ガソリン：契約単価×予定数量×110／100

軽油：{(契約単価－軽油引取税額)×予定数量×110／100}＋軽油引取税額×予定数量

- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、財務規則第229条第1項第4号に該当する場合、落札者は「官公庁納入実績一覧表」を提出すること。

- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

14 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する単価購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から10日以内に契約書の取り交わしを行うこと。

- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

15 契約条項

契約書(案)及び財務規則による。

16 当該調達契約に関する事務を担当する部門

上記5の(1)と同じである。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 その他

落札者は、速やかに「給油所（代行給油所を含む）の住所一覧及び所在地図」及び「給油伝票（130冊）を福島県県南地方振興局出納室へ提出すること。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)から(18)まで (略)

2 (略)

第1号様式
(ファクシミリ送信)

入札説明書等に関する質問書

令和7年 月 日

福島県県南地方振興局長
(ファクシミリ 0248-23-1655)

入札参加者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電 話 番 号 (— —)
 ファクシミリ (— —)

案 件 名	令和 7 年度下半期 自動車用燃料油単価購入契約		
	ガソリン（レギュラー）	予定数量 5 2， 0 0 0 リットル	
	軽 油	予定数量 4， 1 0 0 リットル	
質 問 事 項			

福島県県南地方振興局長

住		所	
商号又は名称			
代表者職・氏名			
電話番号（	—	—	）
FAX番号（	—	—	）
（作成担当者職・氏名			）

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

- | | | | |
|---|--------|---------------------------------------|----------------|
| 1 | 参加希望品名 | 令和7年度下半期 自動車用燃料油単価購入契約
ガソリン（レギュラー） | 予定数量52,000リットル |
| | | 軽油 | 予定数量 4,100リットル |

--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (1) 名称 : (3) 電話番号 :
(2) 住所 : (4) FAX番号 :

地区名	給油所名	所在地
福島県白河合同庁舎から 概ね 2 km以内		
福島県庁から 概ね 2 km以内		
西白河郡矢吹町		
東白川郡棚倉町		
白河インターチェンジ 付近		

入 札 書（ 見 積 書 ）

件 名 令和 7 年度下半期 自動車用燃料油単価購入契約
ガソリン（レギュラー） 予定数量 52,000 リットル
軽 油 予定数量 4,100 リットル
納入場所 受注者の指定する給油所及び代行給油所において給油する
契約期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

品 目	規格・品質	予定数量（リットル）	入札単価	金 額（円）
ガソリン	レギュラー	52,000		
軽 油		4,100		
合 計				

※ 入札単価は小数点第 1 位まで認める。
※ 消費税、地方消費税を含めない単価を記載すること。なお、軽油の入札単価は、軽油引取税を加算した金額とすること。

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 7 年 月 日

住 所
商号又は名称

代表者職・氏名 印
（ 代理人氏名 印 ）

福島県県南地方振興局長 伊藤 智樹 様

※ 押印を省略する場合は記載すること。

	氏 名	所属部署名	連絡先（電話番号）
本件責任者			
本件事務担当者			

注） 1 入札書として使用する場合は、「見積書」を二重線で消し込むこと。（見積書として使用する場合は、「入札書」を二重線で消し込むこと。）
2 金額の文字の頭に、「¥」を付すこと。
3 再度入札（見積）の場合は、入札（見積）書の前に「再」と記入すること。
4 押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和 7 年 9 月 1 2 日に執行される「 令和 7 年度下半期自動車用燃料油単価購入契約 ガソリン（レギュラー） 予定数量 5 2, 0 0 0 リットル、軽油 予定数量 4, 1 0 0 リットル」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和 7 年 月 日

福島県県南地方振興局長 伊藤 智樹 様

委任者 住 所
 商号又は名称
 代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所
 氏 名

印

(代理人が出席する場合に必要)

※ 押印を省略する場合は記載すること。

	氏 名	所属部署名	連絡先（電話番号）
本件責任者			
本件事務担当者			